

極端な節税保険の販売停止

生保各社が販売停止した「節税保険」とは

今年2月下旬、日本生命のほか第一生命保険や明治安田生命保険、住友生命保険が解約時の返戻率が50%を超える法人向け保険の販売を一齐に停止しました。国税庁が同保険の税務上の取り扱いを見直し、支払った保険料を損金算入できる範囲に制限をかける検討をしているためです。

販売を停止する経営者保険は、中小企業が契約主体となり、経営者が死亡すると数億円単位の保険金が支払われます。保険料を全額会社の損金に算入でき、途中解約すると保険料の大部分が戻ってくる設計で、実態は節税目的の利用が多いとされます。販売実績も多かった保険商品のため、この販売停止には、保険営業の現場では大騒動となりました。

節税保険の仕組み

販売を停止するのは、中小企業の経営者が死亡すると数億円単位の死亡保険金がもらえる生命保険商品で、払い込んだ保険料を全額会社の経費として計上できる(いわゆる「全損」)上、一定期間経過後に中途解約すると保険料の大部分が「解約返戻金」として戻ってくる設計となっています。そのため、中小企業の節税策の常套手段として利用されてきました。今回、過度に法人税の節税効果を高めた内容や、販売方法を問題視してきた国税庁と金融庁が、この「節税保険」に待ったをかけ、生保各社は節税保険の販売停止や商品の見直しを迫ったのです。

金融庁と国税庁の立場

金融庁が問題視しているのは、認可対象外の付加保険料と呼ばれる運営コスト部分です。この付加保険料を高く設定すると契約者が支払う保険料も高くなり、損金扱いできる金額(節税効果)は大きくなります。生保各社は事前の認可なしに設定できる付加保険料を高くし、損金扱いできる保険料を膨らませる過当競争を繰り広げてきました。付加保険料が自由化されたのは、生保会社の営業努力でコストを圧縮し保険料を安くするため。でも、節税保険の場合は付加保険料を高くして節税したい顧客のニーズを満たすという本末転倒の事態が起きていました。金融庁は「節税効果を高めるための恣意的な付加保険料の操作には合理性がない」として、生保各社に是正するよう指導してきました。節税自体を問題視しているというより、売り方や恣意的な付加保険料の設定に厳しい目を向けているのです。実際、同じ節税保険でも、金融庁が「おとがめ無し」としている商品もまだあります。

一方、国税庁は、そもそも途中解約で支払った保険金の大部分が戻ってくるのが前提なら、「損金」でなく「資産」として計上すべきだという立場をとっています。このため、少なくとも保険料の全額を税務上の損金にできる現在の仕組みは見直すべきだとして、生保業界に厳しいお達し措置につながりました。

経営者向け「節税保険」のしくみ

